

日 銀 業 第 1 8 5 号
2 0 2 0 年 3 月 1 7 日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程を別紙のとおり一部改正して本日から実施するとともに、2020年3月16日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとしましたので通知します。

- 昨日導入された新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペ（以下「本オペ」といいます。）には、貸出支援基金や被災地支援オペと同様、補完当座預金制度上の「マクロ加算2倍措置」が適用されることに伴う改正です。
- 補完当座預金制度における階層別残高を試算する際に、日本銀行ホームページに掲載している「補完当座預金制度における階層別残高試算ツール」¹を利用される場合には、本オペの残高もあわせて入力していただきますようお願いいたします。

以 上

¹ <https://www5.boj.or.jp/bojnet/hokan/shisantool.xlsx>

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

○ 4. (3) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 付利対象積み期間における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が行う新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションに関する基本約定」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ（円建てのものに限ります。以下同じです。）^(注)の平均残高

(注) 略（不変）